平成２４年（フ）第６４５５号
大阪府東大阪市川俣１丁目19番26号
債務者　谷口硝子株式会社
代表者代表取締役　吉村　保之
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　洋介
4　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４５７号
大阪府東大阪市川俣１丁目19番26号
債務者　谷口建材株式会社
代表者代表取締役　吉村　保之
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　洋介
4　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４６号
茨城県筑西市赤浜636番地の２
債務者　有限会社関鉄工所
代表者代表取締役　関　　幸男
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐谷　道浩
4　破産債権の届出期間　平成25年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月26日午前10時30分
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１６９号
宮崎県小林市野尻町東麓403番地12
債務者　株式会社西諸土木設備
代表者代表取締役　上村　正治
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　里美
4　破産債権の届出期間　平成25年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第２２８６号
福岡市中央区大名２丁目２番１号
債務者　ラボ株式会社
代表者代表取締役　藤吉　　良
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　和彰
4　破産法31条５項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２８８号
宮崎市大字本郷南方3989―１
債務者　ＨＴＭＬ５株式会社
代表者代表取締役　藤吉　　良
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　和彰
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２１７号
滋賀県彦根市肥田町1021番地　408号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町軽野甲282番地
債務者　小西　　均
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田富美夫
4　破産債権の届出期間　平成25年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２１８号
滋賀県彦根市肥田町1021番地　408号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町軽野甲282番地
債務者　小西製作所こと　小西美枝子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田富美夫
4　破産債権の届出期間　平成25年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６２９９号
大阪府吹田市桃山台５丁目３番８―904号
債務者　河合　克二
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　芳則
4　破産債権の届出期間　平成25年２月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１９９号
福岡市中央区薬院２丁目12番３―501号
債務者　工藤　秀行
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　　剛
4　破産債権の届出期間　平成25年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６９３号
神奈川県愛甲郡愛川町半原2653番地の２
債務者　小林　公夫
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石森加奈子
4　破産債権の届出期間　平成25年１月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１１３７号
広島市中区舟入本町５番６―204号
債務者　白井　　毅
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　正剛
4　破産債権の届出期間　平成25年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２０号
山形県西置賜郡白鷹町大字浅立3963番地
債務者　寒河江　薫
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽介
4　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第３０８号
群馬県富岡市野上2547番地７
債務者　佐藤　　進
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板橋　俊幸
4　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１３６号
岡山県津山市中北下239番地１
債務者　大江　秀夫
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　拓男
4　破産債権の届出期間　平成25年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月18日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
岡山地方裁判所津山支部